

社債管理者

1 意義

社債を発行することは、会社にとっては借入金の市場からの直接の資金調達であり、典型的には小口かつ多数の社債として発行される。ところが、社債発行会社の資金繰りに問題が生じ、社債の償還が順調に行われない、あるいはその恐れがあるような場合、個々の社債権者が個別に権利行使（例えば訴訟等の法的手続による取立て）をすることももちろん可能ではあるが、小口の社債が多数訴訟提起されるのは煩瑣であるし、小口の社債権者にとっては、訴訟費用リスクも決して小さいものではない。

そこで、社債を発行する際は、原則として社債管理者を定めなければならないものとし（702 本文）、この社債管理者に社債権者のために社債に係る債権の弁済を受け、または社債に係る債権の実現を保全するために必要な一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を認めた（705 I）。このように社債管理を社債管理者に一元化することによって、効率的な社債管理がなされることを期待している。

ただし、社債管理者の設置は、会社にとってはコストとなって跳ね返ってくる¹。

2 社債管理者の設置

社債を発行する際には、原則として社債管理者を設置しなければならない（702 本文）。ただし、各社債の金額が1億円以上である場合、個々の社債権者自らが権利行使することに費用リスクはそれ程大きくなく、社債権者自らが社債管理することも十分可能と考えられるので、社債管理者の設置義務は免除される（702 但書）。また、社債の総額を当該種類の各社債の金額の最低額で除して得た数が50を下回る場合、すなわち、当該種類の社債の社債権者の人数が50人以下である場合も、社債管理者の設置義務は免除される（702 但書、施行規則 169）。これは、金商法上の少人数私募（金商法 2Ⅲ①、同法施行令 1 の 5 参照）を意識した規定かと思われる。

社債管理者となり得る者の資格は限定されており、銀行、信託会社、保険会社、その他は商工中金等特殊な金融機関に限られる（703、施行規則 170）²。

3 義務

社債管理者は、社債権者のために公平かつ誠実に社債の管理を行なわなければならない（704 I）。そのため、一部社債権者のみを優遇することはできない。また、社債管理者は社債権者に対し、善管注意義務を負う（704 II）。これらの一般的義務の帰結として、例え

¹ なぜなら、社債管理者に手数料を支払わざるを得ず、手数料は会社が負担せざるを得ないからである。また、このことが原因で、社債管理者を必要としない海外法を準拠法とする起債が行われることもあるようである。

² 従前は、商工中金等の会社法上の会社ではない特殊な金融機関は社債管理者にはなれなかった。そのため、従前は「社債管理会社」という名称であったが、会社法上の会社以外の組織も社債管理が可能となったことから「社債管理者」という名称に変わった。

ば社債管理者自身が社債発行会社に対して債権を有している場合、当該会社から取り立てた金銭（特に弁済者による充当指定がない場合）を社債管理者自らの債権に優先的に充当することが許されるか否かが問題となる場合もあり得る。

4 権限

(1) 一般

社債管理者は、社債権者のために社債に係る債権の弁済を受け、または社債に係る債権の実現を保全するために必要な一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する（705 I）。社債管理者がこの権限により会社から社債の利息・償還金の返済を受けたときは、社債権者は、社債管理者に請求することになる（705 II 前段）。この場合、社債券が発行されていれば、社債権者は社債券・利札と引き換えに社債管理者に請求することになる（705 II 後段）。この社債権者の社債管理者に対する請求権は、10年の時効に服する（705 III）。

また、社債管理者は、社債権者集会の決議に基づいて、当該社債の全部について次の行為をすることができる。

i 支払いの猶予、債務不履行の責任免除、和解（706 I ①）

ii 訴訟、破産、民事再生、会社更生、特別清算に関する手続に属する行為（706 I ②）

もつとも、社債に係る債権の弁済、保全のための訴訟行為は社債権者集会の決議を要しない（706 I ②括弧書）。そのため、それ以外の訴訟行為や社債発行会社の倒産処理の手続に社債権者集会の決議が必要ということになる。また、上記 ii の権限に関しては、社債発行時の社債発行事項の中で、社債権者集会の決議を不要と定めることも可能である（706 I 但書、676⑧）。

社債管理者は、その管理の委託を受けた社債につき以上の行為をするために必要があるときは、裁判所の許可を得て、社債発行会社の業務及び財産の状況を調査することができる（705 IV、706 IV）。

社債発行会社が減資、組織再編の手続の中で債権者意義手続が行われる場合、社債管理者は社債権者のために異議を述べることができる（740 II 本文）。ただし、次に述べる社債管理委託契約中に別段の定めがある場合は、それに従う（740 II 但書）。

(2) 社債管理委託契約

以上は、社債管理者の法定権限であるが、これら権限とは別に、社債管理の委託契約の中で、特別の権限を定めることも可能となっている（676⑫、施行規則 162④）。社債発行時に発行会社の財務制限条項³が設けられる場合があり、その財務状況を監視する権限が社債管理者に定められる場合などがあり得る。

(3) 方式

社債権者が社債権者のために裁判上・裁判外の行為をする場合、個別の社債権者を表示することを要しない（708）。これを裁判上の手続の場面で考えると、いわゆる法定訴訟担

³ 財務制限条項に違反した場合の期限の利益喪失条項も含まれるであろう。

当⁴と解すべきことになるであろうか。

(4) 複数の社債管理者がいる場合

2以上の社債管理者がいる場合は、共同してその権限に属する行為をしなければならず(709 I)、社債管理者が会社から社債の弁済を受けた場合は、社債管理者は連帯して社債権者に対して弁済額を支払う義務を負う(709 II)。

5 特別代理人

社債権者と社債管理者との利益が相反する場合において、社債権者のために裁判上または裁判外の行為をする必要があるときは、裁判所は、社債権者集会の申立てにより、特別代理人を選任しなければならない(707)。この特別代理人が社債管理者に変わってその権限を行使することになる。

この場合の特別代理人がその権限を行使する場合も、個別の社債権者の表示を要しない(708)。

6 責任

(1) 一般的責任

社債管理者は、法律または社債権者集会決議に反する行為をしたときは、社債権者に対して連帯して損害賠償の責任を負う(710 I)。

ここでいう法律には、善管注意義務や公平誠実義務などの一般的注意義務も含まれるので、結局、この規定は社債管理者の一般的注意義務違反に対する賠償責任を基礎づけるものと言える。

(2) 類型的公平性実義務違反の責任

会社法は、上記一般的注意義務のほかに、社債管理者も社債発行会社に対して債権を有している場合における社債権者の行為に対し、注意義務違反や損害との因果関係の立証責任を転換する特別の損害賠償義務を課している。これは、社債管理者自身も社債発行会社に対して債権を有している場合に、社債権者に優先して自らの債権を回収して社債の回収が焦げ付いてしまうという危険性が類型的に高いことから、こうしたことを一定程度防ぐために誠実公平義務を具体化して社債管理者に特別な責任を負わせたものと言える。

具体的内容は次のとおりである。すなわち、社債発行会社が社債の償還又は利息の支払いを怠り、もしくは社債発行会社について支払いの停止⁵があった後、またはその前3か月以内に次の行為をしたときに、社債管理者は社債権者に対して損害賠償義務を負う。

- i 社債管理者の債権に係る債務について社債発行会社から担保の供与又は債務の消滅に関する行為を受けること(710 II ①)。

⁴ したがって、社債管理者・社債発行会社間での社債に関する裁判の判決の既判力は、社債権者にも及ぶと解すべきことになろうと思われる(民訴 115 I ②)。

⁵ 「支払停止」の破産法的定義は、支払能力を欠くために、その債務のうち弁済期にあるものにつき、一般的継続的に弁済することができないことの債務者の意思表示だと言われる。

- ii 社債管理者がその議決権の50%を超える親社員⁶に対して当該社債管理者の債権を譲り渡し、その親社員が担保の供与又は債務の消滅に関する行為を受けること(710Ⅱ②)。
- iii 社債管理者が社債発行会社に対する債権を有する場合において、契約によって負担する債務を専ら当該債権をもってする相殺に供する目的で社債発行会社の財産の処分を内容とする契約を社債発行会社との間で締結し、または社債発行会社に対して債務を負担する者の債務を引き受けることを内容とする契約を締結し、かつ、これにより社債発行会社に対し負担した債務と当該債権とを相殺すること(710Ⅱ③)。
- iv 社債管理者が社債発行会社に対して債務を負担する場合において、社債発行会社に対する債権を譲り受け、かつ、当該債務と当該債権とを相殺すること(710Ⅱ④)。

要するに、社債発行会社が償還を怠ったり利息の支払いを怠ったりした後、あるいは支払停止前3か月以内に、社債管理者が社債発行会社の財産をもって優先的に社債管理者の債権の満足を得た場合、あるいはこれと同視できる場合に、損害賠償義務が発生する。このような場合は、典型的に社債管理者は社債権者のために誠実に対応をしているとはいいにくいからである。ただし、社債管理者が誠実にすべき社債の管理を怠らなかったこと、または当該損害が当該行為によって生じたものでないことを証明したときは、賠償責任を負わない。

社債発行会社が元本償還や利息の支払いを怠る前や、支払停止から3か月以上前に上記iからivに該当するような行為を社債管理者がした場合は、この特別の責任を負うことにはならないが、その場合でも、一般的義務違反に該当するかどうかは、問題にしようと考えるべきであろう。

7 報酬等

社債管理者の報酬その他の費用は、基本的には社債管理委託契約の中で定め、社債発行会社が支払うことになる。

しかし、契約に定めがない場合でも、報酬、事務処理費用及びその支出した日以降の利息、過失なく受けた損害の賠償額は、裁判所の許可を得て社債発行会社の負担とすることができる(741Ⅰ)。裁判所への申立は、基本的に社債管理者自らが行う(741Ⅱ)。許可があると、社債管理者が社債の弁済として受けた弁済額から社債権者に先立って弁済を受けることができる(741Ⅲ)。

⁶ 社債管理者が孫に該当する場合の祖父母的地位に該当する社員も含まれる。この場合も議決権の50%超が基準となる。